

# 日本が主導したTPP11法が今国会で成立 - 自由貿易圏の拡大を通じて日本経済の押し上げへ -

- 環太平洋地域の11カ国が参加する貿易協定であるTPP11の関連法等が今国会で可決成立しました。
- TPP11と日本・EU間の貿易協定である日EU・EPAを合わせると約3,380兆円の巨大経済圏となり、日本経済の押し上げ効果が期待されます。米国が保護貿易主義に傾き他国との溝が深まるなか、今後、日米の通商協議の行方に各国が注目するものとみられます。

## TPP11は世界経済の約13%を占める巨大経済圏

TPP11とは、環太平洋地域の11カ国を結ぶ貿易協定で、関税の撤廃（引き下げ）や、サービス、投資の自由化・円滑化などを促進するルールを構築するものです（図表1）。TPP11域内の人口は約5億人にのぼり、参加国のGDPは世界の約13%（11.4兆ドル）を占める巨大市場となります。

TPP11の主な合意内容としては、関税の撤廃等のほか、通関手続きの迅速化、投資ルールの強化、知的財産の保護などが含まれており、工業製品の輸出だけでなく、サービス、金融、インフラなど、幅広い分野で企業の海外展開を後押しすることが期待されています。

## 日本が米国離脱後のTPP11協議を主導

TPP11の歴史を紐解くと、2006年にシンガポール、ニュージーランドなどの4カ国で結ばれたP4協定がベースとなっています。そこに米国、豪州などが加わり、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）として締結に向けて協議されるようになりました（図表2）。日本は2013年から交渉に参加しており、TPPは2015年に参加国間で大筋合意に達し、2018年に発効予定となりましたが、2017年に就任したトランプ米大統領がTPPからの離脱を表明し米国は離脱してしまいました。

米国が抜けたことで、一時、TPPは空中分解の危機に瀕しましたが、日本が中心となり、米国以外の11カ国で成立させるべく協議を進め、TPP11として2017年のうちに大筋合意に達しました。TPP11は6カ国が国内手続きを終えれば発効しますが、既に、メキシコが手続きを終え、日本もTPP11承認法・関連法が国会で可決成立し、国内手続きをほぼ完了しています。今後、日本政府は年内発効を目指し、他の参加国に早期の手続き完了を促していく見通しです。

図表1 TPP11の意義と協定の概要

【正式名称】 Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP)  
(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

参加国間で関税の撤廃（引き下げ）や投資ルールの整備等により、貿易・投資の自由化・円滑化を進めることで、域内経済の成長力を促進する

参加11カ国：日本・カナダ・豪州・ニュージーランド・マレーシア・シンガポール・メキシコ・チリ・ペルー・ベトナム・ブルネイ

経済規模：世界のGDPの約13%（11.4兆ドル）を占める  
参加11カ国の人口合計：約5億人

主な内容

- ▶ 関税の撤廃・引き下げ、非関税障壁の削減、通関手続きの迅速化
- ▶ 金融サービス、電子商取引のルール整備
- ▶ 知的財産の保護、国有企業の規律策定

(注) GDP、人口はIMFのデータ(2018年推計ベース)を参照  
(出所) IMF、政府資料などを基に岡三アセットマネジメント作成

図表2 TPP11合意に至るまでの主な経緯

2010年	3月	TPP交渉の開始:P4協定加盟4カ国と米国、豪州、ペルー、ベトナムで交渉開始 ※P4協定（環太平洋戦略的経済連携協定）：シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国が加盟
	10月	マレーシアが交渉参加
2012年	11月	カナダ、メキシコが交渉参加
2013年	3月	安倍首相が交渉参加を表明
	7月	日本が交渉参加
2015年	10月	TPP参加国間で大筋合意
2016年	2月	TPP参加国が署名
	12月	国会でTPP承認・整備法可決成立
2017年	1月	トランプ米大統領がTPPからの離脱を表明
	3-11月	日本主導で米国抜きのTPP11を継続協議
	11月	TPP11参加国間で大筋合意
2018年	3月	TPP11参加国が署名
	4月	メキシコが国内手続き完了
	6月	TPP11承認法・関連法が国会で可決成立

(注) P4協定：Pacific 4 Agreement  
(出所) 各種資料を基に岡三アセットマネジメント作成

### <本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

### TPP11と日EU・EPAでTPPに匹敵する経済効果

TPP11の日本経済に対する効果は、政府の試算では中長期的に実質GDPを1.49%（7.8兆円）※1押し上げ、雇用が46万人※2増加するとされています（図表3）。

米国の参加を前提としたTPPの試算では、実質GDPを2.59%（13.6兆円）※3押し上げることが見込まれていたため、TPP11の効果はTPPと比べると小さいこととなります。しかし、日本はEUと日EU・EPAを合意しており、早ければ2019年内に発効する見込みです。日EU・EPAは、日本の実質GDPを0.99%（5.2兆円）※1押し上げ、雇用が29.2万人※2増加することが見込まれており、TPP11と日EU・EPAを合わせれば、TPPにほぼ匹敵する経済効果が期待されることとなります（図表4）。また、TPP11には、英国、韓国、タイ、インドネシアなども参加に関心を寄せているとされており、TPP11の経済圏が更に拡大することも期待されています。

※1：2016年度の実質GDPベースによる試算  
 ※2：2016年度の就業者数ベースによる試算  
 ※3：2014年度の実質GDPベースによる試算

### 日米の通商協議(FFR)の行方に注目

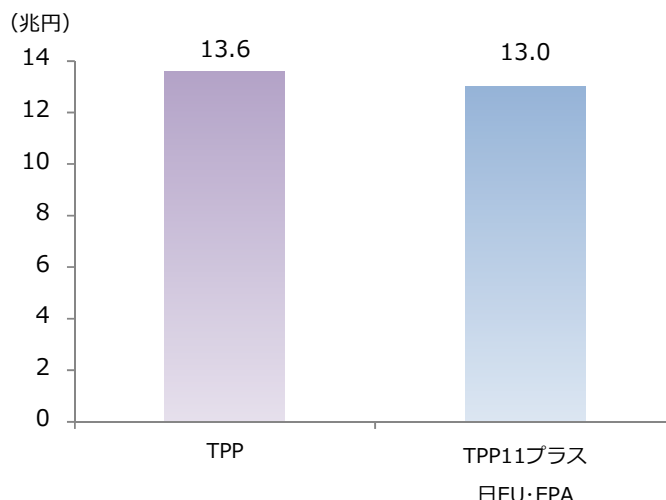
6月の主要先進7カ国首脳会談（G7サミット）では、保護貿易主義への傾斜を強める米国と、それに反対する他国との溝が深まりました。トランプ米大統領は中間選挙を11月に控え、貿易赤字の削減を掲げ、制裁関税を課すことも辞さない姿勢を示しています（図表5）。既に、鉄鋼・アルミニウムについては、制裁関税を発動しており、米国にとって最大の貿易赤字国である中国に対しては、巨額の制裁関税を掛ける方針を示しています。これに対して、中国も対抗措置として関税引き上げ方針を発表するなど、事態は貿易戦争前夜のような様相を呈しています。

7月から日米の通商協議（FFR）が始まる予定ですが、日本は、TPP11や日EU・EPAの合意事項をベースとして、米国との協議に臨むとみられます。自由貿易の旗振り役として日本が米国とどの様に協議を進めるのか、今後の協議の行方に各国の注目が集まるものとみられます。

図表3 日本経済に対する押し上げ効果（試算）

	TPP	TPP11	日EU・EPA
実質GDP押し上げ	13.6兆円 (2.59%)	7.8兆円 (1.49%)	5.2兆円 (0.99%)
新規雇用の創出	79.5万人	46.0万人	29.2万人

図表4 実質GDPの押し上げ効果比較（試算）



(注) 日EU・EPA：日本とEUの経済連携協定(Economic Partnership Agreement)、日本とEUとの間で2017年12月に交渉妥結  
 (注) 経済効果は10-20年程度の移行期間を想定  
 (図3・4出所) 内閣官房資料などを基に岡三アセットマネジメント作成

図表5 今後の主なイベントのスケジュール

日付	イベント
7月11-18日	安倍首相が欧州など訪問(日EU・EPA署名)
7月22日	通常国会 会期末
7月中	日米の通商協議(FFR) 初会合
11月6日	米中間選挙
11月30日 ~12月1日	G20サミット
年内	TPP11の年内発効を目指す
	東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の年内の大筋合意を目指す
2019年	日EU・EPA発効の見込み

(注)上記は資料作成時点のものであり将来変更になることがあります。  
 (出所)各種報道を基に岡三アセットマネジメント作成

以上（作成：投資情報部）

### <本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

## 皆様の投資判断に関する留意事項

### 【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

### 【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### 【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用  
**購入時手数料**：購入価額×購入口数×上限3.78%（税抜3.5%）
  - お客様が換金時に直接的に負担する費用  
**信託財産留保額**：換金時に適用される基準価額×0.3%以内
  - お客様が信託財産で間接的に負担する費用  
**運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担**  
：純資産総額×実質上限年率1.991088%（税抜1.8436%）程度  
※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。
- その他費用・手数料**
- 監査費用**：純資産総額×上限年率0.01296%（税抜0.012%）  
※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。  
（監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。）
- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

### 【岡三アセットマネジメント】

商号：岡三アセットマネジメント株式会社  
事業内容：投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業  
登録：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第370号  
加入協会：一般社団法人 投資信託協会／一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

### <本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214（9:00～17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く）